

# ＜定款変更の手引き＞

## (1) 概要

定款変更にあたっては、定款所定の手続きを経てから所轄庁に申請を行う必要があります。定款の変更内容により、届出または認可申請のいずれかを行います。その違い及び種類については別表のとおりです。

なお、届出に該当する内容と認可に該当する内容の両方について変更を行いたい場合、1つの認可申請としてまとめて申請することが可能です（届出と認可に分けて申請する必要はありません）。

- 1 定款変更の内容について整理し、所轄庁へ事前相談を行います。
- 2 理事会において、定款変更の議案を含む評議員会の招集を決議します。
- 3 評議員会において定款変更について決議します。
- 4 所轄庁に対し届出または認可申請を行います。
- 5 申請された後、所轄庁において約1か月程度審査を行います。
- 6 適当と認められた場合、  
【届出】受理された旨を所轄庁から連絡します。  
【認可】認可書を交付します。

	届出	認可
変更内容	① 事務所の所在地 ② 基本財産の増加 ③ 公告の方法  ※法第 45 条の 36 第 4 項、施行規則第 4 条 1 項及び 2 項	届出に該当する以外の変更すべて（軽微な文言変更も含む）
効力発生	評議員会で定款の変更が決議された時から	市長の認可を受けた時から
定款附則	この定款の変更は、（評議員会の決議日）から施行する。	この定款は、いわき市長の認可のあった日（指令書の発出日）から施行する。
申請書類	各 1 部	各 2 部（正本・副本）

	変更事項	内容	申請時期
届出	事務所の所在地	法人本部事務所の所在地の移転・変更	法人登記変更後
	公告の方法	公告の方法（官報等）の変更	評議員会の決議後、遅滞なく
	基本財産の増加	不動産の取得、新築、現金の増加等	所有権移転または保存登記完了後
認可	基本財産の増加	不動産の増改築、地積変更等	変更登記完了後
	基本財産の減少	不動産の売却、譲渡、取壊、現金の減少等	所有権移転または閉鎖（滅失）登記完了後
	事業の追加	新規事業の開始、事業の譲受等	事業開始前（指定・認可を受ける場合は、所管課への申請と同時）
	事業の廃止	既存事業の廃止、事業の譲渡等	事業廃止後、残余財産の処分方法決定後
	その他	役員定数変更や文言変更等	評議員会の決議後、遅滞なく

## (2) 申請書類

- 1 認可申請の場合、正本・副本として各2通が必要です。届出の場合は各1通です。
- 2 官公庁が発行する証明書は、少なくとも1通は原本としてください。
- 3 ★の書類は、写しに原本証明が必要です。
- 4 理事会・評議員会議事録について、申請内容に係る議案資料がある場合は、当該資料も添付してください。
- 5 理事会・評議員会議事録について、決議省略により行った場合は、提案書及び全員の同意書も添付してください。
- 6 下表に掲げた申請書類のほか、適宜所轄庁が必要と認めた書類の追加提出を求めることがあります。申請内容によって必要書類は異なりますので、随時お問い合わせください。

共通（必須）	
定款変更届／認可申請書	いずれか該当するもの
理事会議事録（写）★	定款変更を決議するための評議員会の招集について決議したもの
評議員会議事録（写）★	定款変更について決議したもの
現行の定款	
変更後の定款（案）	附則が正しく記載されていること
基本財産の増減	
理事会・評議員会議事録（写）★	基本財産の増減について決議したもの
不動産登記事項証明書★	3ヶ月以内に発行されたもの 認可の場合1通は原本とすること
検査済証（写）★	建物の場合のみ。建築確認書でも可

基本財産を特定できる書類	土地…公図、現況写真 建物…各種図面、位置図、現況写真
基本財産の増減の原因に係る契約書（写）★	贈与（譲渡）、売買、工事請負に係る契約書及び領収書など
その他必要に応じて	補助金（助成金）決定通知書 など
<b>事業の追加</b>	
理事会・評議員会議事録（写）★	事業開始について決議したもの
事業計画書	事業開始年度および翌年度分
収支予算書	事業開始年度および翌年度分
事業実施場所に係る書類	建物の各種図面、位置図、現況写真、検査済証（写）
その他必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金（助成金）関係書類</li> <li>・借入金関係書類</li> <li>・受託契約書 など</li> </ul>
<b>事業の廃止</b>	
理事会・評議員会議事録（写）★	事業廃止について決議したもの
事業廃止届（写）	所管課の受領印等があるもの
基本財産処分承認書（写）	基本財産の処分が伴う場合
<b>その他</b>	
法人履歴事項証明書★	所在地変更の場合
役員名簿	定数変更、新規役職設置の場合

**【お問合せ】**

いわき市保健福祉部保健福祉課 法人指導係  
TEL：0246-22-7526（直通） FAX：0246-22-7590  
MAIL：hokenfukushi@city.iwaki.lg.jp